

資料 1

上水道事業の料金体系のあり方について

美里町上下水道事業審議会答申のまとめ

目次

①現状と課題

P3~P7

水道事業の現状と課題についてまとめています。

②水道料金の改定について

P8~P13

答申で提案された料金体系をまとめています。

③加入金の改定について

P14

答申で提案された加入金体系をまとめています。

水道事業の料金体系

平成23年10月、平成27年10月にそれぞれ10%程度の見直しを行い、現在に至っています。

ただし、平成27年10月の見直しでは、50m³までの単価を据え置きとしたため、月51m³を超える多量使用者のみの値上げとなっています。

月額(税別)

		現行料金	過去の料金	
		H27.10～現在	H23.10～H27.9	H23.9以前
基本料金 (10m ³ まで固定料金)		953円	953円	857.1円
(1m ³ あたり) 従量料金	11m ³ ～50m ³	105円	105円	95.2円
	51m ³ ～500m ³	126円	115円	104.8円
	501m ³ ～1000m ³	136円	124円	114.3円
	1001m ³ ～2000m ³	152円	139円	123.8円
	2001m ³ 以上	178円	162円	

※平成23年9月以前の料金は、税込表記(5%)だったため、税別料金を算出し表記しています。

※上記料金のほか、別途メーター使用料がかかります。

水道事業の経営状況①

1. 収益的収支

収益的収支(水道事業の経営活動に伴う収入及び支出)は、毎年黒字決算となっておりますが、実際には、毎年、一般会計予算からの多くの繰入金に頼っている現状があります。

単位:千円

	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 1 年度
収入額 料金収入・加入金など	327,024	297,380	301,231	292,021
うち繰入金	(70,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)
支出額 浄水費・県水購入費・ 人件費・維持管理費など	279,206	252,475	243,702	251,928
差 引	47,818	44,905	57,529	40,093

水道事業の経営状況②

2. 資本的収支

資本的収支(水道施設の建設や改良などの投資に伴う収入及び支出)は、毎年不足額が発生しています。しかしながら、過年度損益留保資金などから補填し維持している状況です。

単位:千円

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収入額 工事負担金など	10,000	12,948	133,606	18,360
うち繰入金	(10,000)	(10,000)	(10,000)	(10,000)
支出額 工事費・企業債償還金など	102,704	119,030	224,125	178,605
差引	△92,704	△106,082	△90,519	△160,245
補填額	92,704	106,082	90,519	160,245

水道事業が抱える問題点

1. 水道施設・管路の老朽化

美里町では、ここ数年、施設や管路について必要最低限の更新を実施してきました。そのため、耐用年数を過ぎ老朽化した施設や管路が多くなり、突然発生する機器故障や漏水に悩まされている状況です。

2. 需要の減少と原価の上昇

①給水人口と水需要の減少

近年美里町の人口は減少を続けており、また節水型の機器が普及したこともあり水需要が減少しています。今後も人口と水需要が減り続け、給水収益も減少していくと予想されます。

②供給単価と給水原価(令和元年度)

美里町の1 m³あたりの供給単価(販売価格)は126.7円ですが、給水原価(必要経費)は139.2円かかっています。販売価格を必要経費が上回り、いわゆる「逆ざや」になっています。

3. 少量使用水量の料金体系

1人暮らしなどの家庭、行政区のごみ集積場や集会所などは、使用量がわずかであっても月々の基本料金(10m³分)を請求されてしまいます。

この料金体系については使用者から「少ない使用水量に応じた料金体系に変えてほしい」という改善を求める声が町に上がっています。

問題解決のための課題

1. 料金体系の見直し

今後の水道料金は少量使用者に配慮するため、一般用の料金については、基本料金を下げたうえで基本料金に含まれる基本水量を廃止し、1 m³から従量料金が加算される新たな体系へと変更することが適当と思われます。

2. 料金水準の見直し

今後の設備更新費用の確保を図り、今後も水道水を安定供給するには、「水道ビジョン」の試算を参考に、料金収入が10%増加する改定率を設定することが適当と思われます。

基本水量を廃止し、新たな料金体系を導入した場合、10m³以下の区分では減収が発生すると考えられるため、改定率は概ね12%とすることが適当と思われます。

改定の時期については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で審議会の開催が遅れたこともあり、改定は令和4年度（10月）とすることが適当と思われます。

なお、改定は段階的に行わず1回で行うことが適当と思われます。

水道料金の改定について(答申)

改定後の基本料金については、基本使用水量を含まないため現在の5割程度と考え、改定率12%を乗じて月額500円(税別)とすることが適当と思われます。

従量料金については、区分変更を行わず、1 m³から10 m³までの区分のみを新設することが望ましいことから、1 m³から10 m³までの単価を60円(税別)とし、10 m³を超える区分の従量料金は現料金に12%を加算した単価とすることが適当と思われます。

月額(税別)

基本使用水量		現行(10m ³)	答申 (0 m ³ に変更)
収入増加目標		—	R元年度比 1.1倍
改定率		—	基本500円、1段60円 2~6段料金 12%値上げ
1か月の基本料金 ※印は基本使用水量		953円 ※10m ³	500円 (-453円) ※0m³
従量料金 (1 m ³ あたり)	1段	1 m³~10 m³ 基本料金に含む	60円
	2段	11 m ³ ~50 m ³	105円
	3段	51 m ³ ~500 m ³	126円
	4段	501 m ³ ~1000 m ³	136円
	5段	1001 m ³ ~2000 m ³	152円
	6段	2001 m ³ 以上	178円

令和元年度の使用水量で試算した場合、現在の料金体系の1.1倍の収入額が見込まれます。

メーター使用料の改定について(答申)

メーター使用料については、長期間据え置いている現状があります。
水道料金に合わせて、改定率12%とすることが適当と思われます。

月額(税別)

	現在の メーター使用料	答申
		12%値上げ (料金と同じ値上げ割合)
13mm以下	58円	64円(+6円)
20mm以下	134円	150円(+16円)
25mm以下	191円	213円(+22円)
50mm以下	477円	534円(+57円)
75mm以下	1,429円	1,600円(+171円)

※上里町のメーター使用料(税込)

φ13=60円、φ20=100円、φ25=140円、φ30=200円、φ40=300円、φ50=500円、φ75=1,500円

※本庄市、神川町、深谷市、寄居町は、メーター使用料を徴収していません。

改定後の料金体系(答申)と現行水道料金との比較

改定後の料金体系(答申)の2か月あたりの料金(口径13mmメーター使用料含む。)について、現在の水道料金に対する増減額及び増加額を算出しています。

2ヶ月(税込)

	現行	答申	増減額	増減率
0m ³	2,223円	1,240円	▲983円	▲44.2%
5m ³	2,223円	1,570円	▲653円	▲29.4%
10m ³	2,223円	1,900円	▲323円	▲14.5%
15m ³	2,223円	2,230円	7円	100.3%
20m ³	2,223円	2,560円	337円	115.2%
25m ³	2,801円	3,203円	402円	114.4%
30m ³	3,378円	3,847円	469円	113.9%
40m ³	4,533円	5,134円	601円	113.3%
50m ³	5,688円	6,421円	733円	112.9%
60m ³	6,843円	7,708円	865円	112.6%
70m ³	7,998円	8,995円	997円	112.5%
80m ³	9,153円	10,282円	1,129円	112.3%
90m ³	10,308円	11,569円	1,261円	112.2%
100m ³	11,463円	12,856円	1,393円	112.2%

青字：改定後の料金が現在より下落 赤字：改定後の料金が現在より上昇

改定後の料金体系(答申)では、**1m³から応益負担が図られ、少量使用者へ配慮**することができます。

一方で、2ヶ月あたりの使用水量が15m³で現在の料金水準と同等程度となり、**20m³以上を使用する方につきましては、同程度の増加率で公平に負担していただく**こととなります。

美里と近隣市町の料金単価

月額(税別) 口径13mm

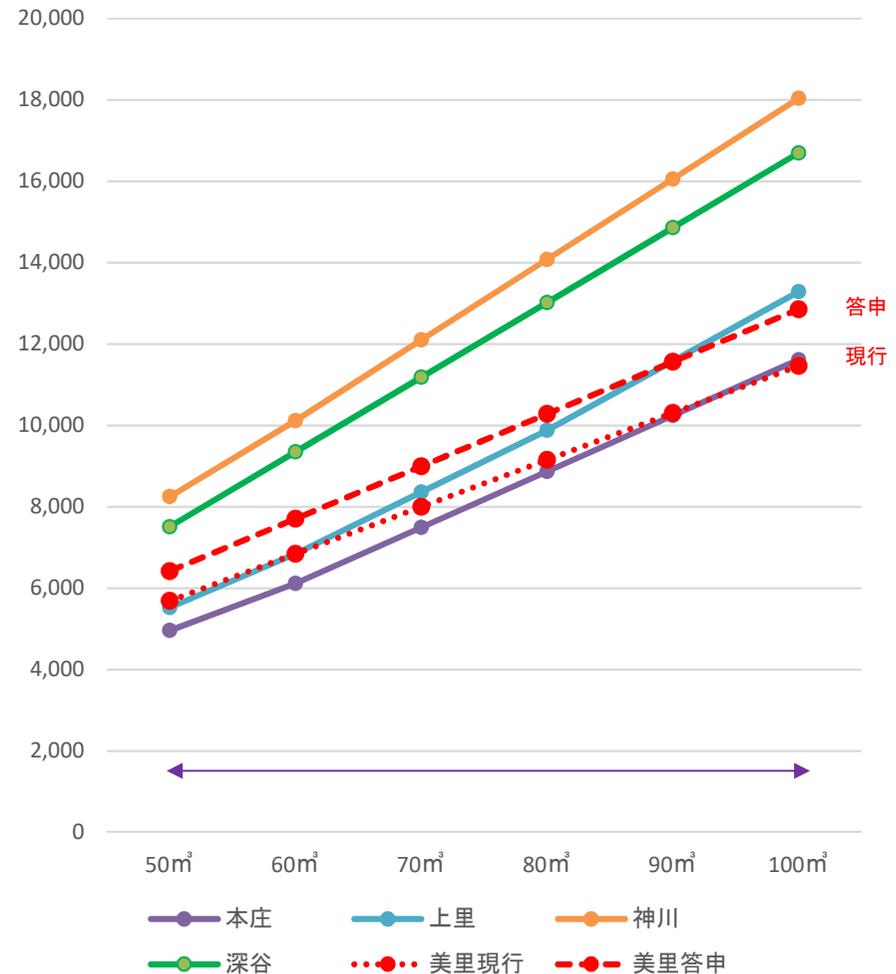
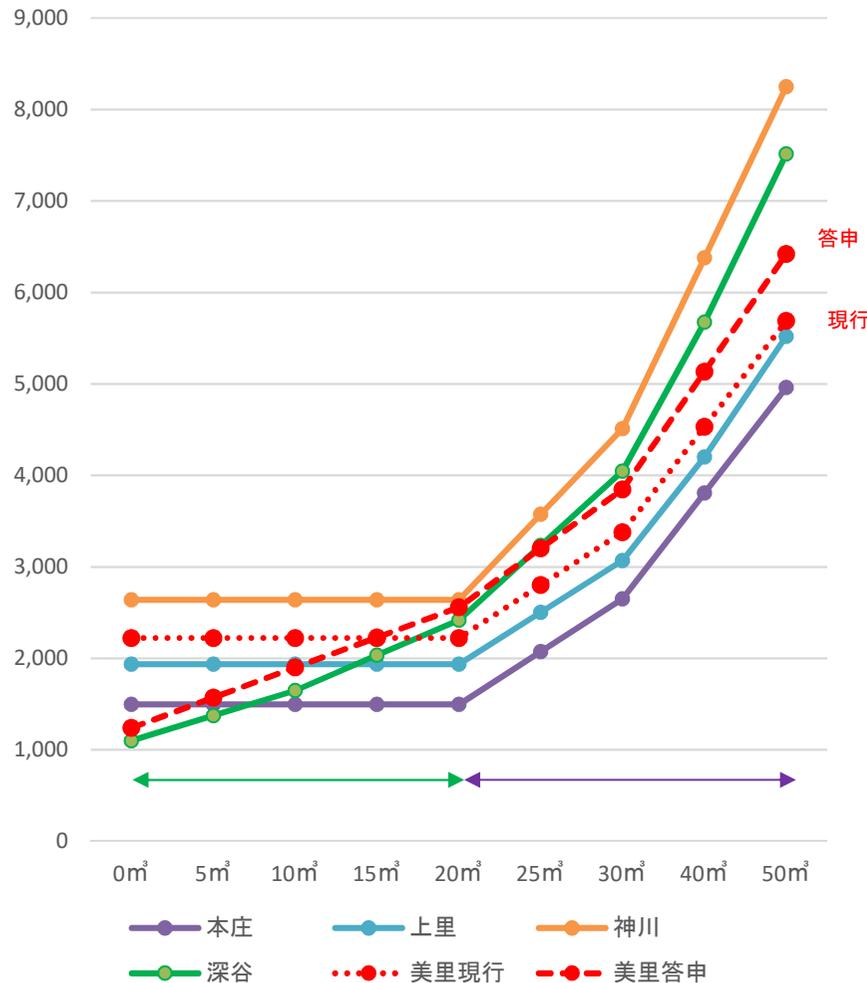
	美里(現行)	美里(答申)	本庄	上里	神川	深谷	寄居
基本料金(1か月)	953円	500円	680円	820円	1200円	500円	1165円
基本水量(1か月)	10m ³	0m ³	10m ³	10m ³	10m ³	0m ³	10m ³
メーター使用料(13mm)	58円	64円	—	60円	—	—	—
1~5m ³	—	60円	—	—	—	50円	—
6~10m ³	—	60円	—	—	—	70円	—
11~15m ³	105円	117円	105円	103円	170円	148円	155円
16~20m ³	105円	117円	105円	103円	170円	148円	155円
21~25m ³	105円	117円	105円	120円	170円	167円	155円
26~30m ³	105円	117円	105円	120円	170円	167円	170円
31~40m ³	105円	117円	125円	138円	180円	167円	170円
41~50m ³	105円	117円	125円	155円	180円	167円	170円
51~100m ³	126円	141円	150円	166円	200円	177円	190円
101~150m ³	126円	141円	170円	166円	220円	190円	190円
151~200m ³	126円	141円	170円	166円	220円	190円	190円
201~250m ³	126円	141円	190円	166円	240円	202円	190円
251~300m ³	126円	141円	190円	166円	240円	202円	210円
301~500m ³	126円	141円	190円	166円	240円	202円	210円
501~800m ³	136円	152円	190円	166円	240円	202円	210円
801~1000m ³	136円	152円	190円	166円	240円	202円	210円
1001~1500m ³	152円	170円	190円	166円	240円	202円	210円
1501~2000m ³	152円	170円	190円	166円	240円	202円	210円
2001~2500m ³	178円	199円	190円	166円	240円	202円	210円
2500m ³ ~	178円	199円	190円	166円	240円	202円	210円

※従量料金の段階毎に色分けしています。

深谷市は、平成29年度から1m³からの従量制を採用しています。

美里と近隣市町の料金比較グラフ

改定後の料金体系（答申）の2か月あたりの料金（口径13mmメーター使用料含む。）について、近隣市町と比較しています。



改定後の料金体系（答申）は、1m³からの従量制のため、使用水量が20m³までは深谷市に近い上がり方となります。
 また、使用水量20m³を超えると、本庄市に近い上がり方となっています。

臨時用の水道料金の改定について(答申)

水道料金には、一般用のほか臨時用の水道の料金が設定されており、新築工事やアパート退去後の清掃時などに利用されています。

料金体系については、臨時かつ短期間であることから、月額料金に10m³の基本水量を含む現在の料金体系及び算定方法を変えずに継続していくことが適当と思われます。

このため、改定後の臨時用の基本料金は、水道料金10m³の基本使用水量を含め月額2,200円(税別)とし、10m³を超える従量料金については、一般用の従量料金の最高単価である1m³あたり199円(税別)に改定することが適当と思われます。

月額(税別)

臨時用		算定方法	現行料金	答申
基本料金 (10m ³ まで固定料金)		2ヶ月20m ³ 使用 した水道料金	1,905円 (953円×2ヶ月)	2,200円 (500円×2ヶ月+60円×20m ³)
従量区分	11m ³ ~	従量区分の 最大単価	178円	199円

加入金の改定について(答申)

加入金は平成23年度に改定が行われた後、税別表示への変更の際に1円単位の端数が発生する金額となっています。

端数がある金額の受け払いは、少額硬貨の確保や保持など負担が多いため、近隣をはじめ多くの事業体では、千円単位の加入金額が設定されている状況にあります。そこで、加入金は近隣の類似事業体の額を参酌し設定することが適当と思われます。

(税別)

	美里町		本庄市	上里町	神川町	深谷市	寄居町
	現在	答申					
13mm	95,239円	100,000円	95,181円	130,000円	100,000円	100,000円	165,000円
20mm	200,000円	210,000円	209,363円	250,000円	210,000円	160,000円	400,000円
25mm	523,810円	550,000円	457,090円	590,000円	550,000円	380,000円	680,000円
30mm	857,143円	900,000円	↓	940,000円	900,000円	740,000円	1,085,000円
40mm	1,819,048円	1,920,000円	1,400,000円	1,840,000円	1,920,000円	1,340,000円	2,065,000円
50mm	3,285,715円	3,450,000円	2,500,000円	3,000,000円	3,450,000円	2,060,000円	3,300,000円
75mm	随時町長が定める	変更なし	6,300,000円	随時管理者が定める	随時管理者が定める	5,000,000円	随時町長が定める